



独評発第0314001号
平成17年3月14日

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 村松 岐夫 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会
委員長 黒川 清

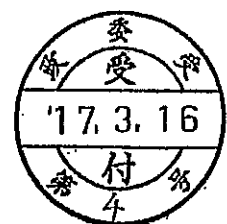


厚生労働省所管の独立行政法人の役員の退職に係る
業績勘案率（案）について

下記法人の役員退職者の業績勘案率（案）については、当委員会からの「厚生労働省所管の独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率（案）について」（平成16年8月25日付け独評発第0825001号）の通知に対する貴委員会からの『厚生労働省所管の独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率（案）について』について（意見）」（平成16年10月29日付け政委第21号）の通知を受け、再度別添のとおり決定したので、通知する。

記

独立行政法人国立健康・栄養研究所



国立健康・栄養研究所の役員の退職金に係る業績勘案率について

独立行政法人国立健康・栄養研究所の退職役員に関する業績勘案率（案）については以下の通りとする。

国立健康・栄養研究所

理事 ██████████ 業績勘案率は1.0とする

※厚生労働省独立行政法人評価委員会平成16年3月30日決定（独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の決定方法について（別紙1））に基づき以下の通り算定したもの。

(1) 役員の在職期間のうち年度評価実施期間の実績

	平成15年度
法人の年度業績勘案率の平均値	1.48 (別紙2)
平均値の分類	Y
各分類に対応する率	1.0

(2) 役員の在職期間のうち年度評価未実施期間の実績

平成16年4月～7月については年度評価が未実施であるが、当該期間の実績（別紙3）と平成15年度実績を比較考量すると、平成15年度実績とほぼ同水準とみなすことが適当。

→ 平均値の分類 Y、各分類に対応する率 1.0

(3) 退職役員に係る職責事項についての申請の有無

国立健康・栄養研究所からの申請 → 無

独立行政法人評価委員会委員からの申請 → 無

(4) 独立行政評価委員会（第15回調査研究部会）での審議

上記の結果をもとに審議し、当該役員の業績勘案率を1.0とすることを了承。

(別紙1)

独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の決定方法について

平成16年3月30日決定
平成16年12月1日改定
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 業績勘案率の算定方法

- ① 厚生労働省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）における退職役員の業績勘案率の算定については、以下の方法により行うこととする。

イ 法人の各年度の個別評価項目ごとのS～D評価を下表1により点数化し、平均したもの（小数点第3位を四捨五入したもの）を各年度の業績勘案率（以下「年度業績勘案率」という。）とする。

※表1

個別評価項目ごとの 業務実績評価結果	評価結果に対応する率
S	2.0
A	1.5
B	1.0
C	0.5
D	0.0

- ロ 年度業績勘案率を下表2によりXからZのいずれかに分類し、各分類に対応する数値に換算した上、それらを当該役員の在職月数に応じ加重平均したもの（小数点第2位を四捨五入する。）を当該役員の業績勘案率とする。

※表2

年度業績勘案率の 平均値	各平均値の 分類	各分類に対応 する率
1.50～2.00	X	1.5
0.51～1.49	Y	1.0
0.00～0.50	Z	0.5

- ② 下記2の②又は③の決定に係る時点において、未だ評価が行われていない期間に係る年度業績勘案率については、当該年度の退職時点までの実績と前年度の評価結果等を比較考量の上、その他の事由を総合的に勘案することにより、適切に算定することとする。(法人設立直後で業務実績評価結果が存在しない場合については、当該退職役員の在職期間における法人の業績を勘案した上、適切に算定することとする。)
- ③ ある中期目標期間の全期間を通じて在職し、かつ、当該中期目標期間の評価結果が決定されている場合には、各年度の年度業績勘案率を用いるのではなく、中期目標期間の評価結果を基本として、上記①に準じた方法に基づき算出した数値を用いることとする。
- ④ 1. 0を超える業績勘案率を決定する場合は、当該退職役員の在職期間における目的積立金の状況等に照らして適切であるかを考慮することとする。
- ⑤ 退職役員の職責に係る特段の事項(以下「職責事項」という。)については、当該法人からの申請又は部会委員からの申出があった場合に限り、当該職責事項が法人の業績に与えた影響の程度及び部会委員の意見等を考慮し、上記①～④の方法により算出された数値に0.5を上限として増減できることとする。
- ⑥ その他、業績勘案率を算定する上で考慮すべき特段の事由があると認められる場合には、当該事由を考慮して、業績勘案率の算定に当たって、上記①～⑤の方法により算出された数値に反映させることができることとする。

2. 業績勘案率の決定手続き

- ① 法人は、役員の退職に際し、厚生労働省独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)に対し業績勘案率の決定について文書にて依頼を行う。
- ② 評価委員会は、①の依頼を受け取ったときは、各部会において業績勘案率についての審議及び決定を行うものとする。

- ③ 上記の方法により算定された業績勘案率について、上記1の②の表2のX～Zの分類を適用させた場合に当該分類の結果がX又はZに該当せず、かつ、1の⑤の職責事項に係る申請及び申出がそれぞれ法人及び部会委員からなされない場合に限り、上記②の規定にかかわらず、あらかじめ部会委員の意見を踏まえた上で、部会長において業績勘案率を決定できるものとする。
なお、この場合において、部会長は、直後に開催される部会において、当該業績勘案率の決定についての報告を行う。
- ④ 上記の方法により決定された業績勘案率については、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「総務省評価委員会」という。）に通知し、意見の有無についての確認を行う。
- ⑤ ④により総務省評価委員会に対し通知を行った業績勘案率について、総務省評価委員会からの意見の内容に照らして、業績勘案率の再算定が必要ないと認められる場合には、部会長において業績勘案率を最終決定できるものとする。この場合において、部会長は、業績勘案率の最終決定後、これを速やかに法人に通知する。なお、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、これに加えて速やかに厚生労働大臣に通知する。

個別項目に関する評価結果

国立健康・栄養研究所

平成15年度評価結果															
													平均	評価結果	対応率
1	効率的な業務運営体制の確立	5	4	4	5	5	5	3	5	4	5	4	4.45	A	1.5
2	内部進行管理の充実	4	5	5	4	5	5	3	4	4	5	5	4.45	A	1.5
3	業務運営の効率化に伴う経費節減	5	4	4	5	5	5	2	4	5	5	4	4.36	A	1.5
4	効率的な研究施設及び研究設備の利用	4	3	4	4	3	3	3	4	4	4	4	3.64	A	1.5
5	社会的ニーズの把握	4	4	4	4	4	4	3	4	4	4	4	3.91	A	1.5
6	国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究	4	3	5	4	5	4	3	5	5	5	4	4.27	A	1.5
7	国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究	4	4	5	4	5	4	4	5	4	5	4	4.36	A	1.5
8	食品についての栄養生理学上の調査及び研究	4	4	5	4	4	4	4	5	4	5	4	4.27	A	1.5
9	基礎的研究	4	4	4	4	5	5	3	4	4	5	4	4.18	A	1.5
10	栄養改善法の規定に基づく業務	4	3	4	4	4	4	3	5	4	5	4	4.00	A	1.5
11	行政課題への適切な対応	4	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3.91	A	1.5
12	職員の資力の向上	3	3	4	4	4	4	3	3	4	4	3	3.55	A	1.5
13	外部評価の実施及び評価結果の公表	4	3	4	4	4	3	3	4	4	4	3	3.64	A	1.5
14	学会発表等の促進	4	3	5	5	5	5	4	5	5	5	5	4.64	S	2
15	インターネット等による調査及び研究の成果に関する情報の発信	4	4	4	4	4	4	4	5	4	5	3	4.09	A	1.5
16	講演会等の開催	4	3	4	4	4	3	3	4	4	4	3	3.64	A	1.5
17	知的財産権の活用	4	3	4	4	3	4	3	4	4	4	4	3.73	A	1.5
18	若手研究者等の育成	4	3	4	4	3	3	3	3	4	4	4	3.55	A	1.5
19	研究協力の推進	4	4	5	4	4	5	3	4	4	5	4	4.18	A	1.5
20	運営費交付金以外の収入の確保	4	4	4	4	5	5	3	4	4	4	4	4.09	A	1.5
21	予算、収支計画及び資金計画	4	2	4	4	4	4	3	4	4	4	4	3.73	A	1.5
22	施設及び設備に関する計画	3	3	3	3	3	3	3	4	3	4	3	3.18	B	1
23	職員の人事に関する計画	3	3	4	3	4	3	3	4	3	4	3	3.36	B	1
														1.46	

国立健康・栄養研究所の個別項目に関する実績報告

当研究所における平成16年度の業務については、独立行政法人通則法第31条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣に届け出た年度計画に沿って、着実に遂行しているところであり、平成16年4月から7月までの個別項目ごとの業務実績は以下のとおりである。

報告の項目	平成16年4月から7月の業務の実績	備考 ※【】内は16年度実績
1 効率的な業務運営体制の確立	効率的な業務の運営については、従前より推進してきた事項を平成16年度も引き続き実施することを念頭に置き、部長会議等の機会に各担当部長等に指示を行い、その実施を図ることとした。又、本年度当初から設立された「寄附研究部(ニューラシューティカals研究部)」の運営についても、そのスムーズな発足に努力してきた。	【開催回数】 各種委員会(研究企画委員会、外部評価委員会等) 6回(53回) 部長会 4回
2 内部進行管理の充実	内部進行管理の充実については、昨年度と同様な取り組みで行うこととしており、7月には、重点事業等を担当する各系・部長から業務の進捗状況等についての報告を受け、その内容を検討するとともに、必要な指示等を行っている。	《進捗状況報告回数 4回(四半期に1回)》
3 業務運営の効率化に伴う経費節減	業務運営の効率化については、年度当初でのこともあり具体的な成果は見えないが、平成16年度の目標としては、業務委託に係る経費の節減を図ることを目的として、150万円以下の事業についても一般競争入札制度の確立を図ること等について、主に事務部職員との間で検討してきた。	
4 効率的な研究施設及び研究設備の利用	昨年度に策定した当研究所の「設備等利用規程」の4月からの運用開始に伴う問題点を解決し、スムーズな運用を開始した。ちなみに4月から7月までに当研究所を利用した者は、延べ670名であった。	
5 社会的ニーズの把握	当研究所においては、従前から「社会的ニーズ」を把握するため、各社団体等との間で意見交換会を開催してきた。平成16年度においても、今「何が社会的な重要性」であるのかについて検討し、本年度実施すべき対象機関等の選択・調整に努めた。	
6 重点調査研究業務	重点調査研究事業の推進については、昨年度と同様に行うこととしているが、第1・四半期終了の時点では、まだ、顕著な成果は出ていない。	【研究課題名】 1 「ヒューマンカロリーメータによるヒトのエネルギー消費量に関する正確な測定データの解析、収集」 2 「二重標識水によるエネルギー消費量の測定及び日常生活における身体活動レベルの評価方法の検討及びその結果の日本人の栄養所要量(食事摂取基準)におけるエネルギー所要量への反映」 3 「健康・栄養調査データの高度集計・解析システムのアップデート」 4 「新しい食品に適切対応するための食品データベースの構築」 5 「健康・栄養調査結果データの活用のためのデータベースのアップデート」 6 「国民健康・栄養調査の効率化及び標準化に関する検討」 7 「食品成分の健康影響に関する評価方法の検討」 8 「食品成分の生理学的有効性に関する評価」 9 「国内の規格基準の策定・改定等、食品保健行政施策に資する基礎資料の作成」
7 基盤的研究業務	基盤的研究事業の推進については、昨年度と同様に行うこととしているが、第1・四半期終了の時点では、まだ、顕著な成果は出ていない。	
8 健康増進法の規定に基づく業務	健康増進法に基づく業務として、国民健康・栄養調査の集計事務及び特別用途表示の許可等に係る試験等があるが、平成16年度においても、厚生労働省が必要とする業務をスムーズに実施できる体制を確立した。	
9 行政課題への適切な対応	各種行政課題のうち、特に「栄養所要量」の策定については、平成16年度の早い時期に「ほぼ完全なもの」とするため、協議・検討等を行った。又、地域栄養計画の策定や生活習慣病対策等の緊急性を要する調査研究の推進に努めた。	
10 職員の資質の向上	研究の実施状況等の所内報告会、所内セミナー等を開催し、多くの職員を参加させる環境づくりに努めた。	開催回数-8回 (20回)
11 外部評価の実施及び評価結果の公表	平成16年度に対応する外部評価委員会は、16年3月26日及び16年5月27日に開催され、各々事前評価及び事後評価を実施したが、評価委員会の開催に当たっては、評価に供する内容の検討・分析等について細部にわたる指導を行った。	
12 学会発表等の促進	平成16年度における学会発表等については、昨年度の実績を上回るものへすべく研究者を奨励している。なかでも、英語による原著論文及びインパクトファクターの高い論文の発表については、積極的にこれを行うよう指示している。	学会発表数-78(209) 原著論文数-44(107)
13 インターネット等による調査及び研究の成果に関する情報の発信	インターネットの有効な活用については、当研究所の所有する全てのデータ(論文・規程・情報)をホームページに掲載しており、外部からのアクセスも増大している。平成16年度については、特に「健康食品」に関する情報の充実を図っている。	
14 講演会等の開催	平成16年度においては、「日本人の栄養所要量」が取りまとめられることから、このテーマを主として栄養士等を対象とした全国で講演会を開催すべく準備を行い、ほぼ確定している。又、例年実施している一般公開セミナーについても、開催についての準備を行っている。	

	報告の項目	平成16年4月から7月の業務の実績	備考 ※【 】内は15年度実績										
15	知的財産権の活用	当研究所において生み出された知的財産権については、その内容が比較的「地味」であることからあまり有効に活用されていないので、その有効活用を図るべく技術移転についての金合等を企画している。	《特許申請数 1》										
16	若手研究者等の育成	平成16年度から実施を予定している「海外からの研修生」の受け入れ及び国内からの研修生の受け入れ等の事業の実施に向けての具体的な日程調整等を行った。	《受け入れ人数 B2名》										
17	研究協力の推進	平成16年度からは連携大学院(お茶の水女子大学)の立ち上げ及び他研究機関等との共同研究等並びに当研究所の研究員の派遣等を行い、当研究所と他の機関等との研究協力の推進を図っている。	【共同研究課題名】 1 「ビール酵母細胞壁成分のミネラル吸収促進採用に関する研究」 2 「エアロビックエクササイズが、健康体力に与える影響に関する研究」 3 「骨格筋の糖取り込み速度評価技術の確立、および化合物の作用解明」 4 「野菜類と豆類の骨代謝改善採用の検討に関する研究」 5 「薬物代謝酵素の誘導に及ぼす茶成分の影響に関する研究」										
18	情報の公開	インターネットの活用で記載したとおり、当研究所が所有している全ての情報は公開しており、ホームページの更新も日々これを行うこととしていることから、情報の公開は問題なく行われている。											
19	運営費交付金以外の収入の確保	平成16年度における運営費交付金以外の収入としては、以下のものが予定されている。(7月までの収入実績は197百万円) <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>特別用途食品表示許可試験費</td> <td>17百万円</td> </tr> <tr> <td>補助金収入</td> <td>153百万円</td> </tr> <tr> <td>寄付金収入</td> <td>34百万円</td> </tr> <tr> <td>NR事業費</td> <td>23百万円</td> </tr> <tr> <td>受託研究費</td> <td>169百万円</td> </tr> </table>	特別用途食品表示許可試験費	17百万円	補助金収入	153百万円	寄付金収入	34百万円	NR事業費	23百万円	受託研究費	169百万円	
特別用途食品表示許可試験費	17百万円												
補助金収入	153百万円												
寄付金収入	34百万円												
NR事業費	23百万円												
受託研究費	169百万円												
20	予算、収支計画及び資金計画	年度計画に沿った業務運営を行っている。											
21	施設及び設備に関する計画	当研究所の施設は、国立感染症研究所の所有する国有財産であり、その運営は全て同研究所が行っている。											
22	職員の人事に関する計画	平成16年度「人事計画」に従い実施している。											



(参考)

健栄発 第 320号
平成16年8月4日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

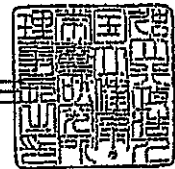
黒川 清 殿

独立行政法人国立健康・栄養研究所の役員の退職について

独立行政法人

国立健康・栄養研究所

理事長 田中平



平成16年7月31日付けで、当所の下記役員が退職いたしましたので、その退職手当に係る業績勘案率の算定をお願いいたします。

記

氏名	██████████
役職	理事
在職期間	平成13年7月6日から平成16年7月31日

以上

独評発第0825001号

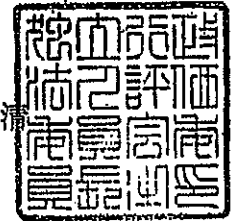
平成16年8月25日

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 村松 岐夫 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会

委員長 黒川



厚生労働省所管の独立行政法人の役員退職に係る
業績勘案率(案)について

下記法人の役員退職者の業績勘案率(案)については、別添のとおり決定したので、通知する。

記

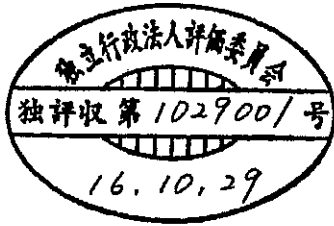
独立行政法人国立健康・栄養研究所

業績勘案率（案）について

独立行政法人国立健康・栄養研究所の退職役員に関する業績勘案率（案）については以下の通りとする。

- ・国立健康・栄養研究所
理事 ██████████ 業績勘案率は1.41とする

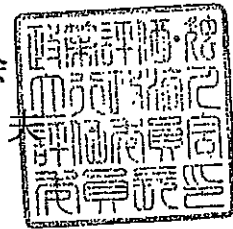
注：厚生労働省独立行政法人評価委員会平成16年3月30日決定（独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の決定方法について）に基づく算定による。



政委第21号
平成16年10月29日

厚生労働省独立行政法人評価委員会
委員長 黒川 清 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員長 村松 岐 夫



「厚生労働省所管の独立行政法人の役員の退職に係る
業績勘案率(案)について」について(意見)

当委員会は、平成16年8月25日付け独評発第0825001号をもって貴委員会から通知のありました「厚生労働省所管の独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率(案)について」について、下記のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らいください。

記

上記の業績勘案率(案)については、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成16年7月23日)を基に検討した結果、①機械的に直近の平成14年度業務実績評価のみによって算定しており、客観的かつ具体的な根拠に乏しいこと、②個々の役員の職責に応じた形で算定していないことなどにより、1.0を超える根拠が明確になっていないと考えます。

したがって、通知のあった業績勘案率(案)については、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並みにするという今般の退職金の見直しの趣旨を踏まえ、再検討の上、適切に対処していただくことを要望します。

なお、貴委員会の業績勘案率の決定方法については、「厚生労働省所管の独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率(案)について」について

(意見)」(平成16年9月17日付け政委第16号)により改善の検討を要望する旨の意見を通知しているところであり、念のため申し添えます。